

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年1月12日

2. 回答を行った年月日

令和3年2月4日

3. 新事業活動に係る事業の概要

事業者は、炊事場、簡易シャワー、トイレなどの水回りと電気設備を配備したガレージ及びキャンプ用品等の貸出しを行うことを検討している。利用客は、希望に応じ、当該ガレージに隣接するスペースにテントを設置し、当該テント内で宿泊することができるが、建屋内での宿泊はできない。

4. 確認の求めの内容

厚生労働省が定める旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条において、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」のことを旅館業と定義しているが、本事業が旅館業に該当しない事を確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

提案された事業内容は、キャンプ用品等と自動車の駐車スペースとしてガレージの建屋を貸与するものである。ガレージの建屋外において利用客が設置したテントで宿泊が行われ、ガレージの建屋内での宿泊が行われない場合に限り、旅館業法第2条第2項及び第3項に規定する「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」に該当しない。